課徴金対象行為に該当する事実の報告書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称 住所又は所在地 代表者の役職名及び氏名

印

連絡先部署名 住所又は所在地 (郵便番号) 担当者の役職名及び氏名 電話番号 ファクシミリ番号

不当景品類及び不当表示防止法 (昭和 37 年法律第 134 号) 第 9 条の規定による報告を下記のとおり 行います。

記

1 報告する課徴金対象行為に該当する事実の概要

(1)当該課徴金対象行為に係る商品又は役務					
(2)当該課徴金対象行為に係 る表示	ア 当該課徴金対象行為に係る表示の内容				
	イ 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の実際				
(3)当該課徴金対象行為をし た期間	年 月 日から 年 月 日まで				

2 その他参考となるべき事項

3 添付資料

表のとおり。

番号	添付資料の標目	資料の内容の説明	備考

(記載要領)

- 1 課徴金対象行為に該当する事実の概要
- (1)当該課徴金対象行為に係る商品又は役務

当該課徴金対象行為に係る商品又は役務が分かるように1(1)の欄に具体的に記載する。

- (2) 当該課徴金対象行為に係る表示
 - ア 当該課徴金対象行為に係る表示の内容

当該課徴金対象行為に係る表示の内容の記載に当たっては、当該課徴金対象行為の内容が明らかになるように、1 (2) アの欄に具体的に記載する。

当該表示が複数ある場合、それぞれを記載する。

イ 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の実際

上記アの表示に対応する課徴金対象行為に係る商品若しくは役務の実際の内容若しくは取引 条件、又は同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者の商品若しくは役務 の内容若しくは取引条件の実際を、1 (2) イの欄に具体的に記載する。

(3) 当該課徴金対象行為をした期間

当該課徴金対象行為を始めた日及びやめた日を1(3)の欄に記載する。

当該課徴金対象行為を始めた日が明確でない場合は、当該課徴金対象行為を行っていたことが確実な日であって、最も古い日を記載し、「遅くとも」と付記する。

当該課徴金対象行為に係る表示が複数ある場合における当該課徴金対象行為を始めた日については、そのうち最も古い日を記載する。

2 その他参考となるべき事項

例えば、当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の内容(特性等)、売上額、商流等、参考となる べき事項を記載する。

3 添付資料

(1) 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務に関する資料や当該課徴金対象行為に係る表示に関する資料等、当該課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を表に記載し、提出する。

日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

例えば、当該表示に関する資料としては、①当該表示が商品、容器又は包装による広告その他の表示である場合は当該商品、容器又は包装等、②その他の場合は当該課徴金対象行為に係る表示を内容とするチラシ、パンフレット、ポスター、新聞紙、雑誌等の写し(テレビ放送による表示であるときは映像を録画し音声を録音したもの、ウェブサイトにおける表示であるときはウェブサイトのページを印刷等したもの)等が考えられる。

(2) 前記 1 及び 2 に記載した事項のうちいずれかの事項の内容を示す資料であるかが分かるように、例えば、前記 1 (3) に記載した事項の裏付けとなる資料には「1-(3)」という番号を「備考」に記載する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本報告書には頁番号を記載する。
- 4 本報告書をファクシミリ装置を用いて送信する場合は、誤送信することのないようにする。
- 5 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

実施予定返金措置計画の認定申請書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称 住所又は所在地 代表者の役職名及び氏名

印

連絡先部署名 住所又は所在地(郵便番号) 担当者の役職名及び氏名 電話番号

不当景品類及び不当表示防止法 (昭和 37 年法律第 134 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

- 1 実施予定返金措置の内容及び実施期間
- 2 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する 事項
- 3 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法 表1のとおり。

(表1)

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	_			_
備考				_

(単位:円)

4 その他

5 添付書類表2のとおり。

(表2)

番号	添付書類の標目	書類の内容の説明	備考

認定申請前の返金措置に関する事項

(注)

実施予定返金措置計画の認定の申請前に既に実施した返金措置(本申請書において「認定申請前の返金措置」という。)がある場合に記載する。

1 認定申請前の返金措置に関する事項表1のとおり。

(表1)

番号	氏名・名称	取引日	申出	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

2 添付資料表2のとおり。

(表2)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

(記載要領)

- 1 実施予定返金措置の内容及び実施期間
- (1) 実施予定返金措置の内容

実施予定返金措置の内容を具体的に記載する。

その際、以下のアからエまでの事項が明らかになるよう留意する。

ア 不当景品類及び不当表示防止法 (昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」という。) 第 10 条第 1 項の「一般消費者」

「一般消費者」(「課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているもの」)は、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」及び「課徴金対象期間」を明らかにしつつ記載する。

なお、本申請書の提出時点において想定している、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成 21 年政令第 218 号。以下「令」という。)第3条に規定する「当該事実を証する資料」については、「4 その他」に参考事項として記載する(後記 4 (1)を参照)。

- イ アの「一般消費者」からの申出があった場合に金銭を交付すること
- ウ 交付する金銭の額の計算方法

交付する金銭の額の計算方法が、実施予定返金措置の対象となる者の取引に係る商品又は役務の令第4条で定める方法により算定した購入額(申請者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、令第5条で定める方法で算定した購入額)に100分の3を乗じて得た額以上の金銭の額を計算する方法であることが分かるように記載する。

- エ 金銭の交付方法
- (2) 実施期間

本申請書の提出日から4か月を経過する日までの期間の範囲内で、実施予定返金措置の開始日及 び終了日を記載する。

2 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する 事項

実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法、周知を予定している時期(既に周知済みの場合は当該周知の時期)、周知期間及び周知内容を具体的に記載する。

3 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

表1に、必要な資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、「自己資金」には自ら保有する資金から出捐する金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による出資等の調達額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。本申請書の提出日後に実施

予定返金措置の実施に必要な資金の額を調達する予定である場合、「備考」に調達予定時期を記載する。

4 その他

(1) 参考事項として、本申請書の提出時点で想定している令第3条に規定する「当該事実を証する資料」の標目を記載する(例えば、令第3条に規定する領収書や契約書を想定している場合は、それらを記載する。)。当該資料が複数ある場合は、全ての資料の標目を記載する。

特定の資料を組み合わせることにより初めて当該事実を証する資料に該当すると考える場合は、 当該特定の資料の組合せが分かるように記載する(例えば、資料A、資料B及び資料Cのうち当該 事実を証する資料に該当する組合せが資料A及び資料B、資料A及び資料Cであると考える場合、 当該組合せを明記する。)。

- (2) また、参考事項として、実施予定返金措置の対象となる者に依頼する申出の方法を記載する。当該申出の方法が複数ある場合は、全ての方法を記載する。
- (3) 認定申請前の返金措置がある場合は、「別紙のとおり認定申請前の返金措置を実施した。」旨を記載し、当該認定申請前の返金措置に関する事項を別紙に記載する。別紙の記載要領は6のとおり。

5 添付書類

- (1) ①実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項を示す書類、②実施予定返金措置の実施に必要な資金の調達方法を証する書類及び③その他実施予定返金措置計画の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付する。日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。
- (2) 当該書類を添付するに当たっては、表 2 に、当該書類の内容を記載する。 その際、添付する書類が、(1) ①から③までのいずれに関する書類であるのかを「備考」に記載する。
- (3) 別紙(認定申請前の返金措置がある場合)の添付資料については6(2)のとおり。
- 6 別紙(認定申請前の返金措置がある場合)
- (1) 認定申請前の返金措置に関する事項

別紙の表1に、認定申請前の返金措置に関する事項を記載する。

その際、以下のアからコまでに留意する。

- ア 認定申請前の返金措置に関する事項を当該認定申請前の返金措置の対象となった者ごとに記載する。
- イ 「氏名・名称」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。
- ウ 「取引日」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の 引渡し又は役務の提供を受けた日(申請者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法 について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、当該認定申請前の返金措置の対象と

なった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日)を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。

- エ 「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるよう に「有」と記載する。
- オ 「購入額」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令 第4条で定める方法により算定した購入額(申請者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算 定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、令第5条で定める方法によ り算定した購入額)を記載する。
- カ 「最低額」には、当該購入額に100分の3を乗じて得た額(小数点以下切上げ)を記載する。 キ 「交付日」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。
- ク 「交付金額」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を 記載する。
- ケ 「計算方法」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の 計算方法を記載する。
- コ 「交付方法」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。

(2) 添付資料

認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料を本申請書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

当該認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料を添付するに当たっては、別紙の表 2 に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア 「番号」には、別紙の表1記載の認定申請前の返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該認定申請前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて別紙の表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する(例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料A及び資料Bを1つの行に記載する。)。

イ 「添付資料の標目」には、別紙の表1記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該認定申請前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに1つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて別紙の表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、1つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する(例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料A及び資料Bを1つの行に

記載する。)。

ウ 「証する事実」には、別紙の表1記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本申請書には頁番号を記載する。
- 4 実施予定返金措置計画は、法第 15 条第 1 項の規定による通知に記載された弁明書の提出期限まで に消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

申請後認定前の返金措置に関する事項の報告書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称 住所又は所在地 代表者の役職名及び氏名

印

連絡先部署名 住所又は所在地(郵便番号) 担当者の役職名及び氏名 電話番号

不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第10条第4項の規定に基づき、下記のと おり、 年 月 日における実施予定返金措置計画の認定の申請後これに対する処分を受けるまでの間 に実施した返金措置(本報告書において「申請後認定前の返金措置」という。)に関する事項を報告し ます。

記

1 申請後認定前の返金措置に関する事項 表1のとおり。

(表1)

番号	氏名・名称	取引日	申出	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

2 申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法 表2のとおり。

(表2)

	自己資金	自己資金 資金の借入れ		合計
金額				
調達先名称	_			_
備考				_

(単位:円)

3 添付資料

(1) 申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料表3のとおり。

(表3)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

(2) 申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する書類 表4のとおり。

(表4)

番号	添付書類の標目	添付書類の標目 証する事実	

(記載要領)

- 1 申請後認定前の返金措置に関する事項 表1に、申請後認定前の返金措置に関する事項を記載する。 その際、以下の(1)から(10)までに留意する。
- (1) 申請後認定前の返金措置に関する事項を当該申請後認定前の返金措置の対象となった者ごとに記載する。
- (2)「氏名・名称」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。
- (3)「取引日」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者が 課徴金対象行為に係る商品の 引渡し又は役務の提供を受けた日(申請後認定前 報告者に係る不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について 不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号。以下「令」という。)第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者が課徴金対象 行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日)を記載する。当該取引日が明確で ない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引日が確実な時期を記載する。
- (4)「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。
- (5)「購入額」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第4条で定める方法により算定した購入額(申請後認定前報告者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、令第5条で定める方法により算定した購入額)を記載する。
- (6)「最低額」には、当該購入額に100分の3を乗じて得た額(小数点以下切上げ)を記載する。
- (7)「交付日」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。
- (8)「交付金額」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。
- (9)「計算方法」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。
- (10)「交付方法」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。
- 2 申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法 表2に、申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法を記載する。 その際、表2の「自己資金」には自ら保有する資金から出捐した金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れにより調達した額を、「その他」には出資等「自己資金」及び「資金の借入れ」 以外の調達方法による調達した額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。
- 3 添付資料

①申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料及び②申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する書類を、本報告書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

(1) ①申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料 上記①の資料を添付するに当たっては、表3に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア 「番号」には、表1記載の申請後認定前の返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該申請後認定前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する(例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料A及び資料Bを1つの行に記載する。)。

イ 「添付資料の標目」には、表1記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該申請後認定前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに1つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、1つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する(例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料A及び資料Bを1つの行に記載する。)。

- ウ 「証する事実」には、表1記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、そ の項目を記載する。
- (2) ②申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する書類 上記②の書類を添付するに当たっては、表4に、当該書類の証する事実等を記載する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本報告書には頁番号を記載する。
- 4 本報告書は、申請後認定前の返金措置を実施したときは、遅滞なく、消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

認定実施予定返金措置計画の変更認定申請書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称 住所又は所在地 代表者の役職名及び氏名

印

連絡先部署名 住所又は所在地(郵便番号) 担当者の役職名及び氏名 電話番号

年 月 日付けで認定を受けた実施予定返金措置計画について、下記のとおり変更したいので、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第10条第6項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

変更前	変更後

- 3 変更理由
- 4 添付書類

(記載要領)

1 変更事項

認定実施予定返金措置計画のうち変更をする事項を記載する。

2 変更事項の内容

変更前と変更後を対比して記載する。その際、変更した部分については下線を引く。

3 変更理由

認定実施予定返金措置計画の変更が必要となった理由を具体的に記載する。

4 添付書類

不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第10条第9項の規定による認定の通知に係る書類の写しその他変更の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を添付する。

日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本申請書には頁番号を記載する。
- 4 本申請書は、認定実施予定返金措置計画に記載された実施期間の終了日までに消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

認定実施予定返金措置計画の実施結果報告書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称 住所又は所在地 代表者の役職名及び氏名

印

連絡先部署名 住所又は所在地(郵便番号) 担当者の役職名及び氏名 電話番号

不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」といいます。)第 11 条第 1 項 の規定に基づき、 年 月 日に認定された実施予定返金措置計画について下記のとおり実施したので報告します。

記

1 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に関する事項表1のとおり。

(表1)

番号	氏名·名称	取引日	申出	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

- 2 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況
- (1)個別の通知表2のとおり。

(表2)

番号	氏名·名称等	取引日	通知日	周知事項	備考

- (2) 個別の通知以外の方法による周知
- 3 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法表3のとおり。

(表3)

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	_			_
備考				_

(単位:円)

4 添付資料

(1) 法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたことを証する資料

表4のとおり。

(表4)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

- (2) 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する書類
 - ア 個別の通知

表5-1のとおり。

(表 5 - 1)

番号	添付書類の標目	証する事実	備考

イ 個別の通知以外の方法による周知 表5-2のとおり。

(表 5 - 2)

番号	添付書類の標目	証する事実	備考

(3) 法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する書類表 6 のとおり。

(表6)

番号	添付書類の標目	証する事実	備考

(記載要領)

- 1 法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置に関する事項 表 1 に、法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置に関する事項を記載する。 その際、以下の(1)から(10)までに留意する。
- (1) 法第 10 条第1項の認定後に実施された返金措置に関する事項を当該返金措置の対象となった者ごとに記載する。
- (2)「氏名・名称」には、当該返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。
- (3)「取引日」には、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日(不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「法」という。)第11条第1項の規定による報告をしようとする者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号。以下「令」という。)第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日)を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。
- (4)「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。
- (5)「購入額」には、当該返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第4条で定める 方法により算定した購入額(認定後報告者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法に ついて令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、令第5条で定める方法により算定した購 入額)を記載する。
- (6)「最低額」には、当該購入額に100分の3を乗じて得た額(小数点以下切上げ)を記載する。
- (7)「交付日」には、当該返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。
- (8)「交付金額」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。
- (9)「計算方法」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。
- (10)「交付方法」には、当該返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。
- 2 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況
- (1) 個別の通知

認定実施予定返金措置計画に記載した周知の方法として、実施予定返金措置の対象となる者に個別の通知をした場合、表2に、当該周知の実施状況を記載する。

その際、以下のアからエまでに留意する。

- ア 「氏名・名称等」には、個別の通知をした、実施予定返金措置の対象となる者の氏名又は名称、 住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスその他の実施予定返金措置の対象とな る者を識別した事項を記載する。
- イ 「取引日」には、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役

務の提供を受けた日(認定後報告者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日)を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。

- ウ 「通知日」には、実施予定返金措置の対象となった者に通知した日を記載する。
- エ 「周知事項」には、個別の通知によって周知した事項を記載する。

(2) 個別の通知以外の方法による周知

認定実施予定返金措置計画に記載した周知の方法として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞 紙への掲載又は事業者のウェブサイトへ掲載する方法その他個別の通知以外の方法による周知を した場合は、2(2)に、その周知の方法、周知時期、周知期間及び周知事項を具体的に記載する。

3 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法 表3に、法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、表3の「自己資金」には自ら保有する資金から出捐した金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れにより調達した額を、「その他」には出資等「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による調達した額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。

4 添付資料

①法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置を実施されたことを証する資料、②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する書類、③法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する書類を添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

(1) ①法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたことを証する資料

上記①の資料を添付するに当たっては、表 4 に、当該資料が証する事実等を記載する。 その際、以下のアからウまでに留意する。

ア 「番号」には、表1記載の認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の対象となった者に対応 する番号を記載する。

当該返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに 枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表1 記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いずー つの行に記載する(例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らか となると考える場合は、資料A及び資料Bを1つの行に記載する。)。

イ 「添付資料の標目」には、表1記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに1つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、1つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する(例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料A及び資料Bを1つの行に記載する。)。

- ウ 「証する事実」には、表1記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、そ の項目を記載する。
- (2)②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する書類

上記②の書類として、実施予定返金措置の対象となる者に対し、個別の通知をしたことを証する書類を添付するに当たっては、表2記載の当該実施予定返金措置の対象となる者に対応する番号順に当該書類を整理した上で添付する。また、表5-1に、当該書類が証する事実等を記載する。

個別の通知以外の方法による周知をしたことを証する書類を添付するに当たっては、表 5-2 に、当該書類が証する事実等を記載する。

(3) ③法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する書類上記③の書類を添付するに当たっては、表6に、当該書類の証する事実等を記載する。

(その他一般的な注意事項)

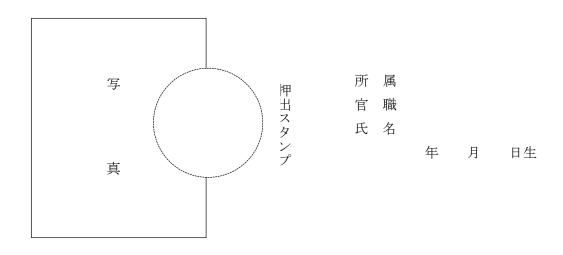
- 1 代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本報告書には頁番号を記載する。
- 4 本報告書は、認定実施予定返金措置計画(法第 10 条第 6 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に記載された実施期間の経過後 1 週間以内(当該実施期間の経過後 1 週間の 最後の日が行政機関の休日に当たる場合にあっては、当該休日の翌日まで)に消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

 第
 号

 年
 月
 日発行

不当景品類及び不当表示防止法第29条第1項の

規定による立入検査をする職員の身分証明書



発行者名印

不当景品類及び不当表示防止法抜粋

- 第29条 内閣総理大臣は、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (権限の委任等)
- 第33条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。
- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引 委員会に委任することができる。
- 3 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、事業者に対し、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は第28条第1項の規定による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第1項の規定により委任された権限(第29条第1項の規定による権限に限る。)を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。
- 第37条 第29条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法施行令抜粋

(公正取引委員会への権限の委任)

第 18 条 法第 33 条第 1 項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第 29 条第 1 項の規定 による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを 妨げない。

(事業所管大臣等への権限の委任)

第20条 消費者庁長官は、法第33条第3項の規定により、法第29条第1項の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び期間を定めて、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任するものとする。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- (備考) 1 用紙の大きさは、横 70mm、縦 110mm とすること。
 - 2 発行者は、内閣総理大臣(内閣総理大臣が所管する事業のうち国家公安委員会の所掌に属するものについて、国家公安委員会が警察庁の職員に立入検査を行わせる場合にあっては、国家公安委員会)、公正取引委員会、金融庁長官、証券取引等監視委員会、財務局長、福岡財務支局長、消費者庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、税関長、国税局長、沖縄国税事務所長、税務署長、文部科学大臣、厚生労働大臣、地方厚生局長、四国厚生支局長、都道府県労働局長、農林水産大臣、地方農政局長、北海道農政事務所長、経済産業大臣、経済産業局長、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長、地方航空局長、環境大臣又は地方環境事務所長とする。

不当景品類及び不当表示防止法第 31 条第 1 項の規定による 協定又は規約認定申請書

年 月 日

公正取引委員会 殿 消費者庁長官 殿

氏名又は名称及び代表者名 印住所 (電話番号) 氏名又は名称及び代表者名 印住所 (電話番号) 上記のものの代表者 氏名又は名称及び代表者名 印住所 (電話番号)

不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「法」という。)第31条第1項の規 定により別添の協定又は規約の認定を申請します。

記

- 締結 1 当該協定又は規約を変更(設定)する理由
- 2 当該協定又は規約が法第31条第2項の各号の要件に適合するものであることの説明

- 注1 変更認定の申請をしようとする場合であって、その住所(電話番号)に変更がないときは、その 記載を省略することができる。
 - 2 変更認定の申請をしようとする場合であって、変更の内容が次のいずれかに該当するときは、その旨を記載することにより、上記2に規定する当該協定又は規約が法第31条第2項の各号の要件に適合するものであることの説明の記載を省略することができる。
 - (1) 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
 - (2) 用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更
 - 3 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。